

平成31(2019)年度情報通信関連企業誘致・活性化事業委託業務仕様書

1 業務名

平成31(2019)年度情報通信関連企業誘致・活性化事業委託業務

2 業務期間

契約の日から2020年3月31日まで

3 業務目的

本業務は、沖縄県が、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「おきなわSmart Hub構想」、「アジア経済戦略構想」等で目指している、広く国内外から企業・人材・知識が集積する「アジア有数の国際情報通信ハブ」の形成に向けて、情報通信関連産業の集積を図るため、国内外の情報通信関連企業の誘致や県内企業の高度化・活性化に向けた取組を行う。

4 事業概要

- (1) 国内外IT展示会への出展
- (2) 国内外企業向け沖縄県ITセミナー（仮称）の実施
- (3) 国内外企業向け視察ツアー・ビジネスマッチングの実施
- (4) 情報通信産業立地ガイド等のガイドブック作製
- (5) インターネット等を活用した沖縄県情報通信関連産業のPR
- (6) 最新のIT技術や業界動向など県内企業の高度化・活性化に資するセミナー・ビジネス交流会
- (7) 沖縄県情報通信関連企業実態等調査

5 業務内容

- (1) 国内外IT展示会への出展
各展示会において沖縄の投資環境紹介ブースを設置し、本県のIT振興施策の最新情報を発信する。
 - ①出展回数4回以上。
 - ②国内、海外それぞれ効果的に出展すること。
 - ③本県の持つ強みや特徴を効果的に訴求するため、展示会の分野・テーマに応じて、県内企業や関係団体等と共同出展を行い、効果的な情報発信に取り組むこと。
 - ④出展企業を対象に事前研修や出展商材のブラッシュアップ（ハンズオン支援）および展示会後のフォローアップを効果的に実施すること。
- (2) 国内外企業向け沖縄県ITセミナー（仮称）の実施
国内外の情報通信関連企業へ対して、沖縄のクラウド基盤や経済特区等の投資環境を紹介する説明会を実施する。
 - ①説明会2回以上。
 - ②国内外において、本県の強みを訴求する開催地を考慮すること。
 - ③県内企業や関係団体等と連携し、効果的な情報発信に取り組むこと。
- (3) 国内外企業向け視察ツアー・ビジネスマッチング
本県に関心を有する国内外IT企業を対象とした視察ツアー・ビジネスマッチングを沖縄で開

催し、県内 I T 関連施設等の視察を行うとともに、ビジネス連携を検討する企業と県内企業のビジネスマッチングを実施する。

- ①視察ツアー・ビジネスマッチング 1 回以上。
- ②国内外展示会や沖縄県 I T セミナー等と連動した効果的な実施にすること。
- ③必要に応じて、県内企業や関係団体等と連携し、効果的な情報発信に取り組むこと。
- ④新規立地企業のアテンドや、立地後のサポート等を行うこと。

(4) 情報通信産業立地ガイド等のガイドブック作製

本県の情報通信関連産業施策等を広く周知するため、ガイドブック等を作製し、国内外企業や各展示会、企業誘致セミナー、県内関係機関等へ広く配付する。

(ア) 情報通信産業立地ガイド

- | | |
|-------------|--------|
| a 日本語版 | 9,000部 |
| b 英語版 | 800部 |
| c 中国語版（簡体字） | 300部 |
| d 中国語版（繁体字） | 800部 |

(イ) 沖縄の I T 企業ブック 2020

県内企業の企業概要や保有技術等を広く周知するため、県内外の企業等が興味を持てるよう、県内コンテンツ等を活用し、取材等を工夫するとともに、県内外企業や各展示会・セミナー、県内支援機関・教育機関等へ広く配布する。

また、同ブックへ掲載登録する企業を増やす取組を行うこと。

- | | |
|--------|--------|
| a 日本語版 | 2,000部 |
|--------|--------|

(ウ) 上記(ア)(イ)について、WEBでも閲覧できるよう電子版も作製すること。

(5) インターネット等を活用した沖縄県情報通信関連産業の P R

沖縄県情報通信関連産業を国内外へ広く P R するため、ホームページ「I T Bridge 沖縄」やWEB 広告等を活用し、立地促進の P R 活動を積極的に企画・実施する。

- ①ホームページ「I T Bridge 沖縄」の運営・拡充
- ②インターネット広告等を活用した P R

(6) 最新の I T 技術や業界動向など県内企業の高度化・活性化に資するセミナー・ビジネス交流の開催

最新の I T 技術や業界動向など県内企業の高度化・活性化に資するセミナーやビジネス交流会を開催し、県内企業とのマッチングを行い、受注拡大の支援を行う。

- ①セミナーを 3 回以上開催すること。
- ②県内企業間のビジネス交流を 1 回以上企画開催すること。
原則として、テーマに即した連続セミナー・ビジネス交流会を企画し、県内企業の人材交流、コミュニティ作り、ビジネス交流を促進するものであること。

(7) 沖縄県情報通信関連企業実態等調査

県内情報通信関連企業の立地数、雇用者数、売上高等について、2020年1月1日時点での調査を行う。

- ①調査に際しては、県が保有する前回調査資料を活用し、過去に行った調査との継続性に配慮すること。
- ②新たに立地した企業情報を収集し調査すること。

(8) 担当者の配置

- ①情報通信関連産業に精通し、幅広いネットワークを有する企業誘致担当者を配置し、立地検討企業等へ不動産、IT施設、優遇策等の情報の提供やアテンドを行い、支援すること。
- ②情報通信関連産業に精通し、幅広いネットワークを有する活性化担当者を配置し、企業の高度化に資するセミナー等を開催するとともに、関係機関等とのネットワークづくり、新規に立地した企業等のフォローアップ等を行い、支援すること。

(9) その他

上記(1)～(8)の他に、独自提案があれば提出すること。

6 成果物

(1) 体裁、提出部数等

ア 部数 上記5のとおり

イ 上記アに係る電子記録 1式

ウ 本事業により取得した成果物、著作権は、沖縄県に帰属する。ただし、本事業の実施にあたり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

エ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

オ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

7 実績報告書及び経費処理について

- (1) 事業終了時に実績報告書の提出を受け、実際に支出した額を契約額の範囲内で支払うものとする。実績報告書には、実施した業務内容や、経費の支出内訳などの詳細を記載すること。その際に、支出した額、納品等を証明する書類（領収書、納品書等）の写しを、実績報告書提出の際に添付すること。また、人件費については、出勤簿と業務日誌等の事業に従事したことが分かる書類を提出すること。

なお、実績報告書には委託業務ごとの詳細内訳を添付すること。

- (2) 事業費の経費処理の費目については、以下のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、使用料・賃借料、謝金等）

ウ 一般管理費

エ 消費税

(注)各精算費目の内訳と単価を記載すること。

オ その他

消費税については、各経費（税抜き額）を合計した後に乗ずること。消費税に小数点以下の端数が発生した場合、切捨てにすること。

8 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行

を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(情報通信関連企業実態調査業務)

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、県が簡易と決定した業務

(イベントの会場設営、旅行代理店が行う航空券等の手配、
業者が行うホームページ改修およびWEB広告掲載)

9 その他留意事項

予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、甲乙双方の協議により仕様書の内容を変更することができるものとする。